

水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務仕様書

1 目 的 水産庁船舶専用岸壁で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。

2 需 要 場 所 水産庁船舶専用岸壁（鳥取県境港市栄町65番地先）

3 業種及び用途 船 舶

4 仕 様

- | | |
|------------------|---|
| (1) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧 | 6,600V |
| (3) 計量電圧 | 6,600V |
| (4) 標準周波数 | 60Hz |
| (5) 受電容量・台数 | 500kVA |
| (6) 供給方式 | 一回線方式 |
| (7) 契約電力 | 250kW（見込み） |
| (8) 予定使用電力量 | 286,720kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。) |
| (9) 予定力率 | 100% |
| (10) 電力量等の検針 | |
| 自動検針装置 | 無 |
| 電力会社の検針方法 | 検針員による検針 |
| 計量器の構成 | 大崎電気工業(株) 電力需給用複合計器（普通級） |
| | 型 番 AM3E8-K40R |
| | 交流3相3線式 110V 5A 60Hz |
| | 計器定数 1,000パルス/kWs |
| | パルス定数 50,000パルス/kWh
(パルス記号 AM) |
| (11) 需給地点 | 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6,600V
高圧区分開閉器電源側接続点 |
| (12) 電気工作物の財産分界点 | 需要場所構内引込口に水産庁の施設した6,600V
高圧区分開閉器電源側接続点 |
| (13) 保安上の | 電気工作物の財産分界点に同じ |

責任分界点

5 契約期間 自 令和 2年 4月 1日 午前0時
 至 令和 3年 3月31日 午後12時

6 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7 協議

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当所担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当所担当職員と協議して対応するものとする。

8 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 船舶には発電設備（600kVA×2台、66kVA×1台）を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 国が政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律(昭和 24 年法 256 号) 第 8 条第 1 項により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (5) 料金の請求・支払等に関する事務処理については、当所担当職員と打ち合わせを行い、当所担当職員の指示により対応するものとする。